

2021年 4月 12日

各労組・団体 御中

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
J M I T U 愛知支部
執行委員長 平田 英友
同 オハラ樹脂工業分会
分 会 長 朝倉 健次

オハラ樹脂(株)の組合潰しを狙った「妨害物排除仮処分申立事件」 公正決定を求める要請書名のお願い

日頃から、J M I T U 愛知支部オハラ樹脂工業分会のたたかいにご支援・ご協力に感謝申し上げます。

J M I T U 愛知支部オハラ樹脂分会は、2019年12月、「このままでは生活が成り立たない、会社を変えるかやめていくしかない」との切羽詰まった思いで結成されました。

結成通告の時、会社は、「組合は認める、組合事務所は貸与する」との普通の対応をしていましたが、翌日になってすぐ態度を豹変させました。その後、賃上げと一時金要求に対する回答は「赤字だから出せない」の一点張りです。そればかりか、分会役員の正当な組合活動に対して業務妨害として懲戒処分を出してきました。分会は相次ぐ不当労働行為、組合攻撃に対して抗議する手段として幟旗の掲揚と横断幕を設置しました。

会社は、この幟旗と横断幕が「会社の社会的評価を低下させ、名譽と信用を毀損した」として表記の妨害物排除仮処分を申し立てたのです。同時に、そのことによる損害賠償を請求する本訴裁判も提起しています。これまでに仮処分裁判が3月22日に第1回、3月30日に第2回審尋が行われ、次回は4月19日の本訴第1回弁論のあとに行う事になっています。この仮処分裁判の決定が本訴にも影響しますから、今、弁護団は仮処分裁判の主張に力を入れています。

オハラ樹脂分会の仲間は、4年間一度も賃上げ、一時金がない中でも、要求に一切応えない不誠実な対応と組合攻撃に負けず粘り強くたたかっています。

この裁判は、会社から幟旗の撤去と損害賠償を求めてくるという異例の裁判です。そして、会社の施設管理権を楯にして、憲法28条、労働組合法第7条、同第1条をないがしろにする攻撃です。名古屋地方裁判所への要請書名と裁判傍聴へのご協力をお願いします。

①名古屋地裁に向けた要請書名

宛先:名古屋地方裁判所民事第1部 口係 令和3年(ヨ)第10001号事件

②裁判傍聴

5月19日(水)15:30～妨害物排除仮処分事件(名古屋地裁1103号法廷)

6月7日(月)15:00～損害賠償請求事件第2回準備手続き(同上)

以 上

名古屋地方裁判所 民事1部 口係 御中

令和3年(ヨ)第10001号 妨害物排除仮処分申立事件
公正決定を求める要請書

令和3年(ヨ)第10001号妨害物排除仮処分申立事件(債権者・オハラ樹脂工業株式会社)につき、本申立を棄却するとの決定を下されますよう要請いたします。

この申立事件は、そもそも、オハラ樹脂工業に働く労働者が2019年12月、3年間賃上げなし、一時金なしという中で、生活困難に追い込まれ、会社を辞めていく仲間も数多く、やむにやまれず労働組合を結成した事に始まります。2019年2月に残業禁止令が出され、それまでの毎月の生活費の不足分を補っていたものが、一層の生活困難に追い込まれました。結成通告のあと賃上げと一時金支給の要求に対して会社の回答はゼロ回答。その理由は「赤字だから出せない」と言うばかりです。組合員の切実な声に耳を傾け折り合いをつけようとする誠実な対応は一度も見られません。逆に、赤字だと言いながら、2020年4月には会社の生産に関わらない「業務Gr.」という部署を新設し、組合攻撃のための人員を雇い入れるという無駄な出費をしています。

今回の幟旗掲揚、横断幕設置はオハラ樹脂分会がスト権確立のあと争議行為として「次回団体交渉が開催されるまで」と期限を決めて設置されたものです。組合は団体交渉が開催されれば撤去する事を表明しているのです。しかし、実際には争議通告後、団体交渉は一度も開催されていません。

会社は、幟旗及び横断幕の設置によって、会社の社会的評価を低下させ、名誉・信用が傷つけられたと主張していますが、抽象的であり具体的な損害はありません。

民間の企業が、建物の所有権、施設管理権を持って会社内での組合活動を禁止したり、施設の利用を一切認めないことが許されるなら、日本の労働組合はその存立さえ危うくなります。さらには、憲法28条、労働組合法7条、同1条の趣旨をすらないがしろにする申し立てであり主張であります。

私たちは、貴裁判所がこうした企業本位の主張を認めず、労働者・労働組合の権利擁護、生活の安定を最優先にとらえ、今回の妨害物排除の申立てを退ける決定を下されますよう要請致します。

以上

2021年 月 日

氏 名	
住 所	